

第十三回国会 衆議院 法務委員会 議録 第五十四号

昭和二十七年五月二十日(火曜日) 午後二時五十四分開議

出席委員

- 委員長代理理事 山口 好一君
- 理事 飯沼 良作君 理事 田嶋 好文君
- 安部 俊吾君 押谷 富三君
- 北川 定務君 高木 松吉君
- 高橋 英吉君 眞鍋 勝君
- 大西 正男君 吉田 安君
- 梨木作次郎君 世耕 弘一君
- 出席政府委員
- 法務政務次官 龍野喜一郎君
- 法制意見長官 佐藤 達夫君
- 検事(法制意見第四局長) 野木 新一君
- 委員外の出席者
- 判事(最高裁判所事務総局刑事局長) 岸 盛一君
- 専門員 村 教三君
- 専門員 小本 貞一君

五月二十日

委員梨木作次郎君辞任につき、その補欠として加藤充君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤充君辞任につき、その補欠として梨木作次郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月十九日

会社更生法案(第十回国会内閣提出第一三九号)(参議院送付)

破産法及び和議法の一部を改正する

第一類第四号 法務委員会議録第五十四号 昭和二十七年五月二十日

法律案(第十回国会内閣提出第一四一号)(参議院送付)

同日

破壊活動防止法案の撤回等に関する請願(中原健次君紹介)(第二八八六号)

接收解除に伴う借地権復帰に関する請願(井手光治君紹介)(第二八八七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)

○山口(好)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長所用のため、理事であります私が委員長の職務を行います。

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。この際本案に関連し、最高裁判所当局より発言の申出がありますからこれを許します。岸刑事局長。

○岸最高裁判所説明員 それではこれから最近起りました広島地方裁判所と大阪地方裁判所堺支部における暴力行使の事実について説明いたします。

最近法廷で被告人と、傍聴席を埋めた一部の多数の傍聴人と相呼応して氣勢をあげて拍手、怒号、罵詈雑言を放つて、裁判官の命令や係員の制止を聞かず暴力に及んで、威嚇なるべき法廷が喧々囂々の騒乱の場所と化した例は、まれではないのであります。この広島的事件と堺支部の事件は、こ

最近その傾向を最も顯著に物語るものであります。

まず広島的事件から説明いたしますが、広島的事件と申しますのは北鮮系の被告人の妻一龍外三名によつての勾留理由開示期日におけるできごとであります。この勾留理由開示期日は、この五月十三日に開かれたのであります。これはむろん被疑者に対する勾留理由開示の手続であります。係の裁判官はこの期日について、できる限り平靜裡に勾留理由開示手続を終了せしめようとして、平常通りの傍聴人の制限とか傍聴券の発行制限等をいたさなかつたのであります。手続開始に先立ちまして、この事件の特殊性と客観的情勢を考慮しまして、不測の事態が惹起されることにおもひながら、法廷警備、審理妨害排除の目的のもと、当日午前九時過ぎ、あらかじめ電話で検察庁に対し警備の手配方を連絡して、その了承を得ていたのであります。この被疑事実と申しますのは、五月一日の日に広島市南三條町古田シダミ方を焼いてしまふ目的で爆発物である火炎びんをこの古田宅に投入して破裂発火させ、その住居に使用する家屋の一部を焼いたという事実と、やはり同じ日その家の表門に、国民の血を吸う特番の古田を殺せ、広島三〇一部隊と記載した紙きれを添付して古田氏の甥の法務府特別審査局中国支局員の古田巖という人の生命身体に危害を加うるごとき氣勢を示して脅迫したという

の、被疑事実になつております。なおそのほか四人の被疑者には、事実はいくつ違ひますが、そのうちのおもな被疑者に対する被疑事実はいかような事実になつております。

先ほどの話にもどりますが、当日地方裁判所の二階の判事室において、その日の午後零時半から、裁判所の事務局長の認証課の職員と、広島拘留所の看守部長二名と、裁判官が法廷に入廷する場台のことについて打合せをいたしましたのであります。その打合せを開始したとたんに四十名を越える朝鮮人の男女が、男二名を先頭にして係の裁判官に面会を求めて裁判官室に裁判官の制止を聞かずに入つて来たのであります。なおその際廊下にも多数の朝鮮人が集まつていたといふことでもあります。係の裁判官は、その面会要求を拒絶して室外へ退去を命じました。なお同じ部屋にいた他の裁判官もかわるがわるそれらの人々に対して、面会を求めるときは、それ／＼その順序を経てやつて来るようにといふことをさしたのであります。その人たちはそれをに耳をかきさず執拗に係の裁判官に面会を強要して、裁判官の周旋に立ちふさがるに至つたのであります。たゞ／＼そこへ高橋弁護士が入室した。裁判官は同弁護士に事態の收拾について協力を求め、高橋弁護士があつてせんによつて代表十名に限り面会をする。他の者全員は階下に退去する。面会時間は十五分限とする。この三つの事柄を條件として面会を約束し、即時強硬にその他の人々に対しては全員退去を命じたのであります。結局ほかの人たちは廊下や出入口に立ちふさがつたまま応じなかつたのであります。そこで係の裁判官は、判事室の隣りの応接室で、先ほどの代表者と面会をいたしましたのであります。当時その裁判官室では他の裁判官も執務中でありました。これらの裁判官からも退去を求めたのであります。したが、応ずる気配がなかつたので、そこに居合した長井判事補が、検察庁に行つて待機中の警察官の応援を求めべく、地方裁判所認証課及び検察庁へ連絡をいたしました。その命を受けた認証課では、ただちに事務官がその旨を地検の公安部に連絡をいたしました。その当時まだ警察官は検察庁に到着してはなかつたのであります。そこで急を要するので、認証課は在室しておつた広島市西警察署員をして、西署へ至急警察官の求援方を電話で求めたのであります。その関係の裁判官と代表者は応接室において高橋弁護士及びちようどそこへ来た、やはりその事件の弁護人である榎原、原田両弁護士人立会いのもとに、代表者十名と面会しましたところ、同入らは即時釈放を要求いたしました。係の裁判官はこれを拒絶して、約十分余りで物わかれとなり、裁判官は裁判官室にもどつたのであります。間もなく西警察署から山崎警部補指揮の警官約三十名が検察庁に到着いたしました。それを知つた認証課の職員は、ただちに裁判所に派遣するよう検察庁へ連絡いたしましたのであります。たゞ／＼その際検察庁

たのであります。結局ほかの人たちは廊下や出入口に立ちふさがつたまま応じなかつたのであります。そこで係の裁判官は、判事室の隣りの応接室で、先ほどの代表者と面会をいたしましたのであります。当時その裁判官室では他の裁判官も執務中でありました。これらの裁判官からも退去を求めたのであります。したが、応ずる気配がなかつたので、そこに居合した長井判事補が、検察庁に行つて待機中の警察官の応援を求めべく、地方裁判所認証課及び検察庁へ連絡をいたしました。その命を受けた認証課では、ただちに事務官がその旨を地検の公安部に連絡をいたしました。その当時まだ警察官は検察庁に到着してはなかつたのであります。そこで急を要するので、認証課は在室しておつた広島市西警察署員をして、西署へ至急警察官の求援方を電話で求めたのであります。その関係の裁判官と代表者は応接室において高橋弁護士及びちようどそこへ来た、やはりその事件の弁護人である榎原、原田両弁護士人立会いのもとに、代表者十名と面会しましたところ、同入らは即時釈放を要求いたしました。係の裁判官はこれを拒絶して、約十分余りで物わかれとなり、裁判官は裁判官室にもどつたのであります。間もなく西警察署から山崎警部補指揮の警官約三十名が検察庁に到着いたしました。それを知つた認証課の職員は、ただちに裁判所に派遣するよう検察庁へ連絡いたしましたのであります。たゞ／＼その際検察庁

たのであります。結局ほかの人たちは廊下や出入口に立ちふさがつたまま応じなかつたのであります。そこで係の裁判官は、判事室の隣りの応接室で、先ほどの代表者と面会をいたしましたのであります。当時その裁判官室では他の裁判官も執務中でありました。これらの裁判官からも退去を求めたのであります。したが、応ずる気配がなかつたので、そこに居合した長井判事補が、検察庁に行つて待機中の警察官の応援を求めべく、地方裁判所認証課及び検察庁へ連絡をいたしました。その命を受けた認証課では、ただちに事務官がその旨を地検の公安部に連絡をいたしました。その当時まだ警察官は検察庁に到着してはなかつたのであります。そこで急を要するので、認証課は在室しておつた広島市西警察署員をして、西署へ至急警察官の求援方を電話で求めたのであります。その関係の裁判官と代表者は応接室において高橋弁護士及びちようどそこへ来た、やはりその事件の弁護人である榎原、原田両弁護士人立会いのもとに、代表者十名と面会しましたところ、同入らは即時釈放を要求いたしました。係の裁判官はこれを拒絶して、約十分余りで物わかれとなり、裁判官は裁判官室にもどつたのであります。間もなく西警察署から山崎警部補指揮の警官約三十名が検察庁に到着いたしました。それを知つた認証課の職員は、ただちに裁判所に派遣するよう検察庁へ連絡いたしましたのであります。たゞ／＼その際検察庁

たのであります。結局ほかの人たちは廊下や出入口に立ちふさがつたまま応じなかつたのであります。そこで係の裁判官は、判事室の隣りの応接室で、先ほどの代表者と面会をいたしましたのであります。当時その裁判官室では他の裁判官も執務中でありました。これらの裁判官からも退去を求めたのであります。したが、応ずる気配がなかつたので、そこに居合した長井判事補が、検察庁に行つて待機中の警察官の応援を求めべく、地方裁判所認証課及び検察庁へ連絡をいたしました。その命を受けた認証課では、ただちに事務官がその旨を地検の公安部に連絡をいたしました。その当時まだ警察官は検察庁に到着してはなかつたのであります。そこで急を要するので、認証課は在室しておつた広島市西警察署員をして、西署へ至急警察官の求援方を電話で求めたのであります。その関係の裁判官と代表者は応接室において高橋弁護士及びちようどそこへ来た、やはりその事件の弁護人である榎原、原田両弁護士人立会いのもとに、代表者十名と面会しましたところ、同入らは即時釈放を要求いたしました。係の裁判官はこれを拒絶して、約十分余りで物わかれとなり、裁判官は裁判官室にもどつたのであります。間もなく西警察署から山崎警部補指揮の警官約三十名が検察庁に到着いたしました。それを知つた認証課の職員は、ただちに裁判所に派遣するよう検察庁へ連絡いたしましたのであります。たゞ／＼その際検察庁

たのであります。結局ほかの人たちは廊下や出入口に立ちふさがつたまま応じなかつたのであります。そこで係の裁判官は、判事室の隣りの応接室で、先ほどの代表者と面会をいたしましたのであります。当時その裁判官室では他の裁判官も執務中でありました。これらの裁判官からも退去を求めたのであります。したが、応ずる気配がなかつたので、そこに居合した長井判事補が、検察庁に行つて待機中の警察官の応援を求めべく、地方裁判所認証課及び検察庁へ連絡をいたしました。その命を受けた認証課では、ただちに事務官がその旨を地検の公安部に連絡をいたしました。その当時まだ警察官は検察庁に到着してはなかつたのであります。そこで急を要するので、認証課は在室しておつた広島市西警察署員をして、西署へ至急警察官の求援方を電話で求めたのであります。その関係の裁判官と代表者は応接室において高橋弁護士及びちようどそこへ来た、やはりその事件の弁護人である榎原、原田両弁護士人立会いのもとに、代表者十名と面会しましたところ、同入らは即時釈放を要求いたしました。係の裁判官はこれを拒絶して、約十分余りで物わかれとなり、裁判官は裁判官室にもどつたのであります。間もなく西警察署から山崎警部補指揮の警官約三十名が検察庁に到着いたしました。それを知つた認証課の職員は、ただちに裁判所に派遣するよう検察庁へ連絡いたしましたのであります。たゞ／＼その際検察庁

へも一部の朝鮮人が押しかけて検事に面会を求め、被疑者の即事釈放を叫んでいたところで、一時警察官は検察庁にとどまるのほかに状態になつたのであります。ところがその後その人たちは波状的に即時釈放、スピーカーの設置等について、係の裁判官のものに押しかけて参りましたが、裁判官は右の要求を拒絶して問答を重ねているうちに、面会人を去らせるために隣室から長井判事補が電話で、警官を出勤させた方がよいと現場の係裁判官に勧めましたところ、その小生の電話の応答で、面会を求めていた朝鮮人たちは警察に連絡しているという事を感じましたものか、全員退去いたしました。そのころ法廷内には傍聴人が百五、六十名入延いたしており、これらの傍聴人は被疑者の入延を機会に騒然となつて、被疑者に声援を送つて、警備の制止も聞かず、遂にこた／＼になつたのであります。その状態をそのまま放置すれば、遂には法廷占拠という事態に至るのではないかを案じられましたので、この際待機中の警察官の応援を求めようと一度は考えられたのであります。ところが、とにかく一箇小隊の警察官の増援があるという事を聞きまされたので、係の裁判官は二時五十分法廷に入つたのであります。法廷に入つた後における状況であります。法廷内の状況は次といたしまして、まず外部の状況を申し上げますと、係裁判官が入延しますと傍聴人は静粛になつて、ただちに勾留理由開示期日が開かれまして、順次手続が行われており、その間は被疑者との間に多少の応答あるいは傍聴人の声援等の事実がありました。が、格別騒々しく見えず、このまま

に進行すればあるいは平穩裡に当日の手続が終了するのではないかと思われたいこととあります。法廷内にはそのころ二百人くらいの傍聴人がおり、法廷外には百人くらいの人が集まつておりました。ともに大半は朝鮮人でありました。一部分は日本人の自由労働者がおつたといふこととあります。そして法廷外の傍聴人は、法廷各所の出入口に多数集合して立ちふさがつて、内部を整理中の裁判所職員を制止せよと聞き入れない状態でありました。開廷後約十五分くらいで増援の警察官の小隊が到着し、警察官が合計七十一名となりましたが、これらの警察官を裁判所庁舎東側の階下の各室に分散待機せしめ、指揮官の板倉警部が民事の裁判官室におつて指揮をとる態勢を整えたのであります。そのうち法廷は平穩に終りに近づいて参りましたが、閉廷直後における被疑者の身柄、裁判官その他の職員の状態、記録の安全が気がかわれるので、閉廷前あらかじめ警察官を法廷の各出入口に配置するといふことも考えられたのであります。せつ／＼法廷が平穩裡に進行しているのに、外部からさような措置をとつて刺激し、こた／＼を誘発してはならないという考慮から、裁判所職員が各出入口の警備に當ることとしまして、ただちに高等裁判所、地方裁判所の職員約二十名を、裁判官の出入口等法廷の東西両側に随時配置いたしました。傍聴人の出入口方面は傍聴人が多数であり、かつ廊下が狭隘のため、職員は難儀であつたといふこととあります。そのうち法廷内は最後の陳述者である原田弁護人の意見陳述が行われておりました。その陳述が終つたと思はれるころ、突如法廷内が騒然となり、法廷外において監視中の裁判所職員は急を知つて、待機中の警察官に緊急出勤を要請したのであります。すでにそのころ法廷の裁判官席のうしろのとびら等も、傍聴席から柵を越えて入つて来た朝鮮人によつて法廷の内部からとざされ、法廷の内部と外部との連絡が不可能になつたといふこととあります。ここで待機中の武装警官が指揮官のもとに出勤しました。そのときすすでおそく、法廷内の傍聴人が被疑者を法廷外へ逃走せしめたので、警察官はただちにこれを追跡しましたが、被疑者らは傍聴人の応援を受けて、裁判所の西側の土塼を乗り越えて広島市内に逃走しました。なおも追跡を加えてようやくそのうちの一名を逮捕し、他の一名は自首し、他の二名は目下指名手配中であるといふこととあります。一方裁判官の出入口に待機中の裁判所職員は、裁判官を救出すべくそのとびらに迫つたのであります。その付近にいた傍聴人たちの阻止を受け、もみ合いを始めたが、そのうち法廷内の傍聴人が退去すること、これらの外にいた傍聴人も逃走して、職員はやつと法廷から脱出することができたのであります。また事件の記録は、裁判官からすぐ廷吏に渡し、廷吏がからみつく傍聴人を押し付け、その妨害を排除して、東側の窓から脱出して、柵の外で待機していた書記官に柵越しにリレーして、記録は安全に保護されたといふこととあります。その開示手続の法廷内の模様を、係の裁判官はかように言つておられます。自分は午後二時五十二分入廷するため出て行くと、出入口付近に十数名の

男女の朝鮮人がいたので、かたわらの裁判所職員に、出入口に四、五名ずつの警官を配置するように警官隊に連絡を命じた後、中央入口から入廷すると、傍聴人は多少ざわめいていたけれども、傍聴人席におつた一人の男の制止によつて、すぐに静粛になつた。自分も小生で、山書記官を通じて廷吏に對して、万一の場合には警官隊の入廷を求め、その暗号として持つていた記録を立てるから、そのときに警官隊に法廷内に入廷してもらいたいという打合せをいたしました。型通りに人定質問、勾留理由開示、次いで被疑者並びに弁護人の意見の陳述を求めたところ、各被疑者もそれ／＼大体制限時間内で陳述をいたしました。その間傍聴人はとき／＼拍手、声援を送つたり、あるいは自分に無断で被疑者に水を飲ませようとしたこともあつたが、その都度自分が注意すると、すなおにこれに従つて、予期した以上に法廷内は平穩の状態、裁判官に対する侮辱的、攻撃的な発言や態度はなかつたので、自分は無事閉廷まで行けるものと思つておつた。五時二十分過ぎになつて、原田弁護人の最後の陳述も終つたので、すぐ閉廷を宣して立ち上つた。そうして自分の背後の出入口に歩を進めたところ、突如傍聴人が騒ぎ出し、付近の傍聴人五、六名が自分の腕を握り、自分が出るのを阻止するので、振りかえつてみると、傍聴人、被疑者、看守らが、うずを巻くことともみ合い、大混乱を呈しているの、自分は大声で、警官をすぐ呼べと廷吏に命じ、持つていた記録を廷吏に渡し、廷吏は東側の窓から妨害を排除して出て行き、柵越しに書記官に記録を渡すと、防衛の

ためにすぐ自分の身辺に来た。その際裁判官席付近にいた一人の男が、大声で、引揚げるよと絶叫すると、残つていた傍聴人らは各出口から退却した。自分はすぐ法廷を出て、警官隊の控所に急行すべく、二号法廷東隣の付近まで行つたところ、警官隊は出勤しかけていたところであつた。自分は二号法廷の裏にまわつて見ると、傍聴人たちが西裏門の方に逃げて行くのが目撃された。かようにその当時の法廷の様子を述べておられます。なおこの係の裁判官は、自分はさようなことには気がつかなくつたと言つておられますが、法廷が混乱に陥つて、被疑者の奪還最中に、傍聴人のうちの一人が、あれを投げるとを聞いた。廷吏や刑務官がそれを聞いたといふことで、あれを投げるといふのは、非常に意味深長なものがあろうと思つておられます。これが広島のできごとであります。

それから二日置きまして、五月の十五日に、一部の新聞に出ましたが、大阪地方裁判所の捜支部に事件があつたのであります。その概略を申し上げますが、公判期日における昭和三十五年政令三百二十五号違反事件の第一回の公判期日におけるできごとであります。係の裁判官は松田判事でありました。当時の模様は、まず傍聴券を發行したかどうかといふことですが、捜支部の法廷の構造から、傍聴券の發行をいたして傍聴人を制限いたしました。結局相当な警備態勢をとらない限りは、あまり実効がなかつたといふ状

態と、ことにこの松田判事は相当しつかりした判事で、従来もかような事件をたくさん手がけてなれておる判事たそうでありました。このときも平生通り、特に傍聴券の発行をせずに、期日を開いたそうでありました。この法廷の中は非常に狭くて、定員がやつと三十名か二十四、五名くらいの程度のところでありました。この日は法廷内に約百人くらい、法廷の外に、入り切れないのが百人くらいおつたそうでありました。この公判期日の数日前に、担当の裁判官は堺の市警察署長は面談して、もし不穏な場合には、何時でも警察官を派遣してもらおうように打合せをいたしておきました。なお裁判所としては、法廷内に立会書記官のほかには書記官補一名、廷吏二名、法廷内外の通務員として書記官一名を増員配置させたほか、法廷の北側室内及び裁判官入口、傍聴人入口、裁判官室に通ずる廊下等にも、事務局長の庶務課長ほか五名の職員を配置して警備いたしましたのであります。この公判は午前十時三十分開始されて、人定時間に入り、裁判官が被告人に年輪を尋ねましたところ、被告人は非常に傲慢な態度で、そこに書いてあるじやないか、何度も同じことを聞かなくてもよいじやないかと述べたので、裁判官は裁判の手續上必要なわけを説明し、なお立会いの山本弁護人も裁判官に協力して被告人をたしなめたいということでありました。検察官の起訴状朗読が終つて、被告人の意見陳述に入り、延内の傍聴人のうち何名かが大声で、しつかりやれ、と叫ぶ者があつたそうでありました。そのうち延内の傍聴人が、南側の窓寄りにいた傍聴人に向つて、被告人席のあいて

いる所を示して、大声で、ここがあいていからここへ入れと誘いをかけ、傍聴人が靴ばきのまま窓越しに入ろうとしたのを裁判官が目撃して、これを禁止したという事実があります。その後検察官から証拠申請があつて、その決定をしようとしていた際に、傍聴人の一人が突然立ち上つて、検察官に対して、何が悪いのだ、それでも日本人かどとなり散らしたので、裁判官は、かつてな発言は許さないと制止しますと、他の傍聴人がさらに、どうして発言して悪いのか、発言くらい許してやつてもよいじやないかとやじを飛ばすので、裁判官は、許可なく発言する者は退廷を命ずると告げましたが、これに従わず、なおまた執拗に発言を続けようとする気配が感じられた矢先、傍聴人席から、やれ、とアジる者が出て騒然となつたので、裁判官は制止を聞こうとしない傍聴人二名に対して退廷を命じましたところ、退廷しようともせず、再度退廷命令を発しました。これは法廷内が騒然として審理を進めることができないと考へ、やむなく午前十一時三十分一時休廷を宣したのであります。裁判官が休廷を宣したのちに裁判官入口から廊下に出ましたところ、あふれた傍聴人また傍聴人入口から出て来た傍聴人とが三人、四人と逐次数を増して裁判官の前左右から取囲んで、法服を強くひつぱり、このまま公判を続け、休廷を宣言するのは卑怯だとなつたり、ある傍聴人が殺してしまえと叫ぶと同時に足や裁判官のしりの所をけつたので、裁判官は自分のあとから続いて退廷して来た書記官にこの殺してしまえといつた男

をさし示して、この男の顔をよく覚えておけといつたが、その書記官は、その男をつかまえろと言われたものと感じて、その男をつかまえようとしたところ、かえつてその男から頭をなぐられたりまた他の傍聴人たちが足をけられ、また法服をちぎれるくらいひつぱられたりしてあります。これを見た廷吏はその場につけ、その書記官を救助しようとしたところ、その廷吏もまたそこに集まつた傍聴人からけんこで後頭部を強く突くようになりなぐられたのであります。その間裁判官は三十数名の傍聴人に阻まれながら約四間くらい引きずられ、傍聴人入口角のあたりでもみ合つていたのであります。これを見た一人の書記官は、これはたいへんと思ひ裁判官の急を救うために、そこへかけつたところ傍聴人らは書記官に対して、お前は一体何者だ、警察の犬だらう、なぐれ、でつち上げると叫んで、えり首をつかんで引きずりもとそうとひつぱつたり、傍聴人から両手で頭や顔を十数回なぐられ、かつつけられ、ワイシャツの左の方が破られ、くちびるから出血をしたといふことでもあります。この乱暴最中に、庶務課長は急を知つて多数の傍聴人にもまれておる裁判官のところにかつけ、裁判官を抱くようにして襲いかかつて来る傍聴人を払いのけて、ようやくのこと刑事書記官室に難をのがれたのであります。なおその休廷を宣する少し前から、法廷内の状況が非常に険悪に思われたので、庶務課長は職員に命じて検察庁に待機中の警察官の出動を連絡させましたところ、職員がなか／＼もどらず、また警察官も来援しないので、変だなと思つ

ていたところ、そのころにはまだ検察庁に警察官が到着していなかつたといふことがあとからわかつたそうでありました。さような事情で警察官五、六十名、私服の警官十数名がやつて来ましたのは、事故が発生した後十分くらいたつてからで、そのときはすでに事態が平穩となつておりました。暴行を働いた人々はいち早く逃走してしまつたあとであつたのであります。なおこの事件の被告人と日本共産党員と称する松葉某という者が、刑事書記官室に裁判官への面会を求めて来ました。手続の再開を要求しましたが、裁判官はこんな状態では裁判の公平を期することができないから、再開はしないと断りましたところ、なお再開を要求するので、裁判官は武装警官を裁判所構内に、私服の警察官を法廷内に配置して再開すると申しますと、被告人たちは室外に出てただちにもどつて参りました。裁判官の申出を承諾したので、午後零時過ぎ再開して約十分足らずに閉廷いたしましたのであります。この再開後は六月三日と指定いたしましたのであります。その後午後二時から三時ごろに松葉某という先ほどの裁判官に再開を求めた者外一名が裁判所へ来ました。裁判所を騒がしたのは済まなかつたと陳謝してもどつたといふことでもあります。

以上が大体の出来事でありました。○山口(好)委員長代理 これにて当局側の説明は終わりました。御質疑はありませんか。――なければ本日はこの程度にとどめ次回は明二十一日午後一時より開会することにいたします。散会をいたします。午後三時二十六分散会

昭和二十七年五月三十日印刷

昭和二十七年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷